



令和5年(確定)及び令和6年(11月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)				秋田労働局(県内)				秋田署管内							
		令和5年		令和5年		令和5年		令和6年		令和5年		令和6年		前年増減			
		(確定値)		(確定値)		1月~11月		1月~11月		1月~11月		1月~11月		前年増減			
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率		
	全業種合計	14	1,714	6	687	12	1,337	8	1,194	-143	-10.7%	4	475	3	346	-129	-27.2%
	うち新型コロナを除く	14	1,177	6	464	12	946	8	857	-89	-9.4%	4	375	3	311	-64	-17.1%
	うち新型コロナによる		537		223		391		337	-54	-13.8%		100		35	-65	-65.0%
1	製造業		225		68		191	1	155	-36	-18.8%		57		44	-13	-22.8%
2	鉱業 (鉱山法適用を除く)		4				4		5	1	25.0%				0		-
3	建設業	5	221	2	71	4	187	6	140	-47	-25.1%	1	59	3	47	-12	-20.3%
	土木工事業	3	70	1	21	2	58	2	45	-13	-22.4%		19	1	7	-12	-63.2%
	建築工事業	2	122	1	37	2	103	4	75	-28	-27.2%	1	30	2	34	4	13.3%
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	16		2	1	15	1	15	0	0.0%		2	1	6	4	200.0%
	木造家屋建築		70		18		61	1	37	-24	-39.3%		15		10	-5	-33.3%
	その他の建設業		29		13		26		20	-6	-23.1%		10		6	-4	-40.0%
4	運輸交通業	2	105	1	53	2	93		71	-22	-23.7%	1	48		38	-10	-20.8%
5	貨物取扱業		1						1	1	-				1	1	-
6-2	林業	1	25		3	1	17		28	11	64.7%		2		6	4	200.0%
8	商業	1	205	1	95	1	157		157	0	0.0%	1	72		73	1	1.4%
13	保健衛生業	1	713	1	296	1	510		462	-48	-9.4%	1	150		71	-79	-52.7%
14	接客娯楽業	1	49		23	1	43		54	11	25.6%		22		24	2	9.1%
15	清掃・と畜業	1	59		35	1	50		33	-17	-34.0%		30		15	-15	-50.0%
	上記以外の事業	2	107	1	43	1	85	1	88	3	3.5%		35		27	-8	-22.9%

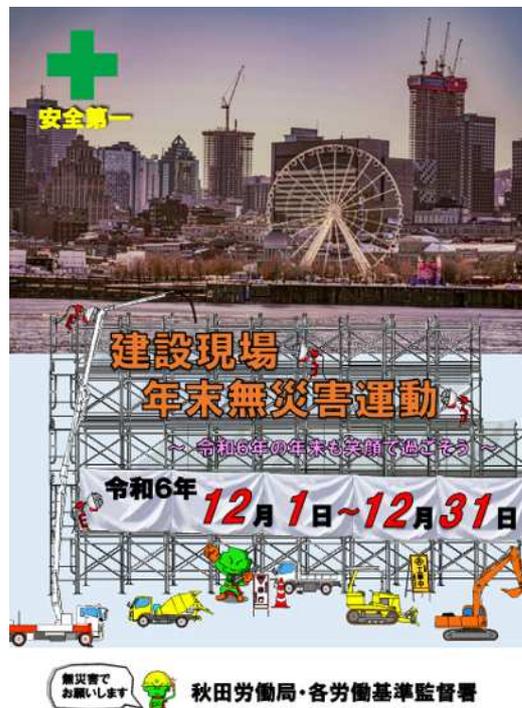
建設現場年末無災害運動について

本年も12月に「建設現場年末無災害運動」を実施し、建設現場の安全対策強化をお願いしています。

年末は工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って、労働災害の増加が懸念されますので、現場の状況を踏まえた安全への配慮が必要です。

本通信が読まれる頃には、12月も終盤となっていることと思いますが、改めて、経営トップから労働災害防止に関する方針表明を行い、下記を中心とした労働災害防止対策を講じていただくようお願いいたします。また、年が明けても、皆が笑顔で過ごせるよう引き続き万全な対策をお願いします。

- 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施
- 2 墜落・転落災害の防止
- 3 建設機械・移動式クレーン等災害の防止
- 4 土砂崩壊災害の防止
- 5 転倒災害の防止
- 6 交通労働災害の防止
- 7 不安全行動による災害の防止
- 8 職業性疾病の防止



令和7年1月1日からの労働者死傷病報告の報告事項の改正と電子申請の義務化について

令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正されます。主な改正内容ですが、これまで自由記載であった「事業の種類」、「被災者の職種」、「傷病名及び傷病の部位」及び「国籍・地域及び在留資格」について該当するコードから選択できるようになり、「災害発生状況及び原因」については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。労働者死傷病報告の主な改正内容については裏面のリーフレットをご覧ください。

また、報告方法については令和7年1月1日から電子申請が原則義務化となります。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Red boxes and numbers 1 through 5 highlight specific areas of the form that have been revised. Box 1 is at the top right, box 2 is in the middle right, box 3 is in the middle left, box 4 is a large area on the left side, and box 5 is at the bottom left.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。